

労働安全衛生ニュース No.3 (2017年7月20日号)

発行: フード連合(労働局)

職場の健康づくりを応援！ 産業保健関係助成金メニューが拡充され使いやすくなりました

「産業保健関係助成金」とは？

労働者健康安全機構が、事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援することにより労働者の健康の確保に資すること並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する産業保健サービスの提供による労働者の健康確保を図ることを目的として厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行なっているものです。

当該事業の一部として、平成27年度より開始された「ストレスチェック助成金」事業を実施しておりましたが、平成29年度から産業保健関係助成金として、従来の「①ストレスチェック助成金」に加え「②職場環境改善計画助成金」や「③心の健康づくり計画助成金」、「④小規模事業場産業医活動助成金」が新設されました。さらに、既存の「ストレスチェック助成金」については、事前登録要件の廃止、助成申請期間が延長となるなど(詳細下記参照)、職場の健康づくりのための仕組み作りの後押しとなるよう制度が拡充されています。

●平成29年度 産業保健関係助成金 概要



**上記助成金は6月1日より申請受付がスタートしています。
各職場の労働者の健康管理等のために積極的にご活用ください！**

※それぞれの助成内容については別紙「産業保健関係助成金 リーフレット」を参照ください。

職場の健康づくりを応援します!

平成29年度 産業保健関係助成金のご案内

ストレスチェック助成金

(労働者数 50 人未満の事業場が対象)

- 小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用を助成する。
- ①ストレスチェックの実施に対する助成
 - 従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。
- ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成
 - 医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給(一事業場につき年3回が限度)。

NEW

職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

- ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、
【Aコース】 専門家(※)の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給(10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。
- (※): 産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー・臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士
- 【Bコース】 メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給(5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。

NEW

小規模事業場 産業医活動助成金

(労働者数 50 人未満の事業場が対象)

- 小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした場合に実費を支給(6か月当たり10万円を上限×2回限り)。

※一事業場につき将来にわたって2回の支給に限ります。

NEW

心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)

- メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む。)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給(一律10万円)。

※一企業につき将来にわたって1回の支給に限ります。

もっと詳しく知りたい方は、下記問い合わせ先へ↓

独立行政法人 労働者健康安全機構

HP: <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

電話番号: 0570-783-046(受付時間 平日9-12時・13-18時、土日祝日休み)